

両世界大戦間期のドイツにおける 労働史研究の「新展開」

——近年の研究における雇用創出政策に対する理解をてがかりに

柘田 大知彦

はじめに

- 1 ワイマル期とナチス期を「つなぐ」もの——失業問題への対応（雇用創出政策）
- 2 トゥーズ著『ナチス 破壊の経済——1923-1945』の内容と同書における労働・労使関係
- 3 アウトバーンの建設と雇用創出——その目的と効果およびそれらに対する理解
- 4 雇用創出政策および再軍備と経済回復との関係
むすびにかえて——若干の論点提起

はじめに

本稿の目的は、両世界大戦間期のドイツにおける労使関係のあり方および労働政策を対象に、それらに言及する近年の研究の検討を通じて、当該期の労働をめぐる諸問題に対する「新たな」評価、見解、とらえ方を紹介し、この時期の労働史研究についての今後の研究課題を明らかにすることを試みることにあつた。

両世界大戦間期のドイツは、とりわけ政治のあり方を重視した場合、大きくワイマル期（あるいはヴァイマル期、以下、ワイマル期で統一：1918-1933年）とナチス期（1933-1939年）とに区分される。前者が民主共和制（議会制民主主義）、後者が独裁制を採っていたと評価される場合が多いが、労使関係あるいは労働政策のあり方について考えるならば、2つの時期で連続性、断絶性の双方がみてとれることはいうまでもない。本稿では、以下で検討するように、その両面を見出すことが可能な労働政策の一つといえる雇用創出政策について、近年の研究成果をてがかりにあらためて考えてみることにしたい。

まずはごく簡単に、ワイマル期の労使関係制度およびそれがもたらす影響等に対する見方を概観しておこう。

ドイツにおいては、1918年11月の第一次世界大戦の敗戦に伴う「ドイツ革命」の過程で、それを主導していた労働組合を中心とした労働側に対し、社会主義の「実現」の回避を目論む資本家（使用者）側により「戦術的譲歩」が示された。その結果、主要な労働組合と使用者団体の間で、

1918年11月15日協定(シュティンネス=レギーン協定あるいは中央労働共同体協定とも呼ばれる)⁽¹⁾が締結された。その内容は——詳述は避けるが——、団結権の承認、労働組合の労働者の利害代表・協約当事者としての承認、8時間労働の実現等、19世紀以来、労働組合が長きにわたり訴えてきた要求をほぼ全面的に認めるものであった。その後、この協定の内容を基に、労働、労使関係に関する法制度が順次整備されることとなり、ドイツにおける労働者、労働組合の立場、彼らと使用者・企業との関係は激変した。「激変」は、政治体制のあり方についてもみられた。1870年代以来続いてきた第二帝政は倒れ「議会制民主主義」が実現したことにより、労働組合あるいは多くの労働者を支持基盤とするドイツ社会民主党(SPD)が政権の中心に位置する場合が多くなる。このことにより、第一次世界大戦以前に比して、政府が労働者の意見、利害を考慮する可能性が著しく高まったことは疑いなく、それらを反映したさまざまな政策が提示され、また実現するようになったのである。それゆえ、第一次世界大戦後に成立したワイマール期の労働政策の多くは、既存の研究では「親労働者的」な性格をもっていたと評価されることが少なくない。そうした諸政策を基礎に構築された労使間の関係のあり方が、「高い実質賃金」を実現し、同時に社会保障制度をも充実させたことは、既存の研究によってさまざまな角度から明らかにされてきた。こうした特質をもつ労働政策、労使関係制度を備えたワイマール期のドイツは、それ以前の時期に比して高額となった社会保障費も加わり、使用者・企業に重い負担を強いる時期であった。上記のような評価は、これまで多くの研究者に共有されてきた。すなわち、労働側の主張を大きく受け入れ「成立」したワイマール期は、少なくとも労使の関係においては、あいまいな表現ではあるが、労働側が「強い」時期であったというのである⁽²⁾。こうした認識は、ワイマール期に展開した合理化運動を対象とする研究、あるいは近年のある時期に盛んであったドイツにおける「新自由主義」の起源を探る研究においても、一つの「前提」とされてきた。上記のような認識およびその「定着」については、現在でも大きな変化はないと思われるが、ワイマール期の「強い」労働組合が1933年、ナチスにほぼ無抵抗のまま解体されていることもまた、否定しがたい事実である。上記をふまえ、本稿は、近年の研究成果を検討することを通じて、あらためて労使関係の面からナチスの台頭の要因を探ろうとする試みでもある。

(1) 本協定の内容および、それを一つの起点とするワイマール期の労使関係の制度的枠組み、それをめぐる研究史等については、拙著『ワイマール期ドイツ労働組合史——職業別から産業別へ』立教大学出版会／有斐閣、2009年、とくに2-29頁を参照。本稿におけるワイマール期の労使関係制度についての記述の多くは、この拙著での検討に基づくものである。上記については、同時に、拙稿「ワイマール期ドイツにおける国家的仲裁制度と協約自治——自由労働組合における議論を中心に」『専修大学社会科学研究所月報』640号、2016年、とくに1-7頁も参照されたい。

(2) こうした認識およびそれをめぐる論争、いわゆる「ボルヒャルト論争」については、例えば、K. Borchardt, *Wachstum, Krisen, Handlungsspielräume der Wirtschaftspolitik. Studien zur Wirtschaftsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts*, Göttingen 1982; J. B. von Kruedener (ed.), *Economic Crisis and Political Collapse: The Weimar Republic 1924-1933*, New York, Oxford, Munich, 1990; H. A. Winkler (Hg.), *Die deutsche Staatskrise 1930-1933. Handlungsspielräume und Alternativen*, München 1992; 八林秀一「ワイマール期ドイツ経済体制・経済政策史をめぐって——『ボルヒャルト論争』覚書」『土地制度史学』第36巻第2号、57-64頁、1994年; C. Buchheim, *Einführung in die Wirtschaftsgeschichte*, München 1997, とくに、S. 96-98等を参照。

限られた紙幅のなかでワイマール期とナチス期の「2つの時期」双方について深く検討することは筆者の手に余るが、本稿では、可能な限り両者の関係をふまえて、両世界大戦間期のドイツを対象とする労働史研究における「新たな」見方や視点、そして課題を浮き彫りにすることを試みたい。

1 ワイマール期とナチス期を「つなぐ」もの——失業問題への対応（雇用創出政策）

19世紀が終わり20世紀となってから30年以上が経過した後の1933年1月、なぜ「先進」資本主義国家であるドイツにおいて、ナチス政権が成立し、1939年の第二次世界大戦の開戦を経て1945年までのおよそ12年あまりもの間、維持されえたのか。こうした問いに対する「答え」は、ナチス政権が存在していたころから21世紀となった現在に至るまで、さまざまな角度から模索されてきた⁽³⁾。その「答え」あるいは理由が単一の事柄、出来事、あるいは考え方に求められないことは疑いない。ただし、この問いの「答え」に少しでも近づくために、以下に記す状況を、あらためて確認しておく必要がある。すなわち、ナチス政権期に先立つ時期、ワイマール期においては、原則的に20歳以上の男女が選挙権をもち普通選挙が行われる議会制民主主義が採られていたこと、そしてナチスが国民議会（以下、国会）選挙の結果を受け「合法的」に政権の座についたことである。これらをふまえれば、当時のドイツ社会において「最大勢力」であった労働者、最大の規模を誇る組織であったとされる労働組合の動向、それらのナチスあるいはヒトラー（Adolf Hitler）（の主張）に対する態度は、詳細に分析せざるをえない対象であると考えられる。

筆者自身、上記のような認識をある程度共有しつつ、主にワイマール期の労働者とりわけその組織である労働組合、ならびにナチス期の労働政策（および前者と後者の関係）について分析を進めてきた⁽⁴⁾。分析を進める過程で明確となったことの一部として、以下の諸点があげられるだろう。ワイマール期の労使関係とナチス期のそれを比較した場合、まず指摘されるべき相違点は、後者における労働組合の不在、およびそれに伴う国家による労使関係への全面的な介入である⁽⁵⁾。ワイマール期の労使関係においては、とりわけ労働側の強い要求に従い、協約自治（Tarifautonomie）が原則とされた⁽⁶⁾。この原則によれば、労働条件は基本的に労使の自主的な合意を通じて設定され

(3) さしあたり、近年出版された書の一つとして、H. Beck and L. E. Jones (ed.), *From Weimar to Hitler: Studies in the Dissolution of the Weimar Republic and the Establishment of the Third Reich, 1932-1934*, Berghahn Books, 2019をあげておく。

(4) 前掲拙著ならびに拙稿「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開——1930年代大恐慌期を中心に」『歴史と経済』第207号、2010年、21-30頁を参照されたい。

(5) 本稿では、ナチス期の労使関係（制度）のあり方について、第2節で近年の研究が示す理解の一つを確認したうえで、本稿が前提とする上記の理解との比較をも試みる。

(6) 「協約自治」（「社会的自治」と呼ばれることもある）の原則は、西ドイツおよび再統一後のドイツにおける憲法にあたる「基本法（Grundgesetz）」により保障されている。この原則に対するワイマール期および第二次世界大戦後の労働組合の態度、その変遷については、同上および拙稿「2000年代前半のドイツにおける労働組合と協約自治——ハルツ改革および法定最低賃金制度との関係から」『専修大学社会科学研究所月報』639号、2016年、

る。この点を中心に、労使関係に対する国家等第三者の介入は極力回避されることが原則とされるようになった。ただし、ワイマール期においては、「協約自治」の原則は、時の経過とともに、それを強く要求した「強い」労働側、労働組合自体により徐々に「放棄」されていく。すなわち、国家による労使関係への介入が「容認」されることになるのである。筆者は、こうしたワイマール期における状況の変化が、1930年代におけるナチスの台頭およびヒトラーを首班とする政権の成立、その後のナチス政権の動向および——下記でも触れるが——労働者たちに対する態度の一つの重要な要因となったことを明らかにしてきた⁽⁷⁾。この見方は、ナチス期に起こったこと、とりわけ労使関係のみならず経済に関するさまざまな面に対する国家の大幅な介入(論者によっては「統制」と表現される)により労働者たちが経験したこと、ならびにそれらの影響に対する「反省」をふまえ、「協約自治」が、第二次世界大戦後の(西)ドイツおよび再統一したドイツにおける労使関係の原則の一つとして、近年まで一貫して、労働者のみならず、国家、使用者からも尊重されてきた事実によっても裏付けられるものとする。

また、ドイツでは、2015年1月1日より段階的にはあるが、全国のすべての産業に法定最低賃金制度が導入された。他の多くの国々とは異なり、第二次世界大戦後の(西)ドイツでは、最低賃金の規制を法律ではなく、労働組合と使用者団体との間の団体交渉を通じて締結される労働協約に委ねてきた。そうした状況を経たうえでの法定最低賃金制度の導入を、労働条件の設定に対する国家の介入ととらえる見方もある。いずれにしても、少なくとも同制度の導入前に比して、労働条件(設定)のあり方に国家がより大きな影響力をもつようになったことは疑いない⁽⁸⁾。こうしたドイツの現状をふまえると、同制度の導入から数年を経た現在、労使関係について、国家による全面的な介入が行われたナチス期の労働(者)の状況、あるいはそれに至った要因・背景等を、あらためて確認しておく必要があると思われるのである。

ワイマール期においては、最大で800万人以上の組合員を擁していた時期もあった社会民主主義を志向する労働組合、自由労働組合は、1933年5月、ナチスによってほぼ無抵抗のまま解体された⁽⁹⁾。ナチスはどのようにして、そのようなことを可能にする「力」を手にしたのか。1928年の選

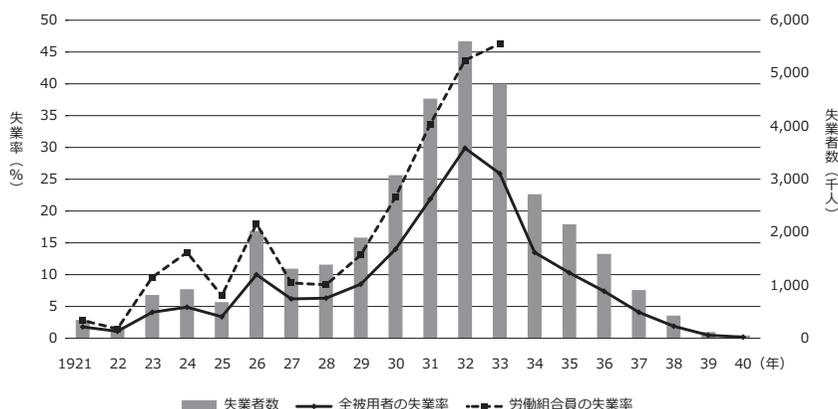
1-29頁、前掲拙稿「ワイマール期ドイツにおける国家的仲裁制度と協約自治」、1-38頁を参照。ドイツにおいては、「協約自治」の原則、とりわけその現状については、近年に至るまで、法学の観点からのものも含め、数多くの研究が蓄積されている。それらの検討には別の機会を得たい。

(7) とくに、前掲拙稿「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」、前掲拙稿「ワイマール期ドイツにおける国家的仲裁制度と協約自治」を参照。勿論、こうした主張を提示した研究は少なくない。それらについては、さしあたり、本脚注に記載した前掲拙稿の注、参考文献、とくに前者の28-29頁を参照されたい。

(8) この段落の記述については、前掲拙稿「2000年代前半のドイツにおける労働組合と協約自治」、1頁を参照。また、ドイツにおける法定最低賃金制度の導入の重要な背景となる、2000年代初頭に始まる「労働市場改革」については、さしあたり、拙稿「ハルツ改革と労働組合」藤澤利治・工藤章編著『ドイツ経済——EU経済の基軸』ミネルヴァ書房、2019年、171-202頁等を参照。

(9) この過程については、前掲拙著、とくに228-254頁を参照。

図 ドイツにおける失業者数と失業率の変遷（1921-1940年）



出典) D. Petzina, W. Abelshauer, u. A. Faust, *Materialien zur Statistik des deutschen Reiches 1914-1945*, München 1978, S. 119 より作成。

挙まで国会ではわずかな議席しかもたなかったナチス⁽¹⁰⁾が、1929年10月以降に広がった世界恐慌の影響に際して、有効な対策を提示できなかった当時の政府および労働組合⁽¹¹⁾を強く批判し、失業対策を前面に押し出したことで急激に多くの支持を集めたこと、また上の図にあるように、1932年には600万人ほど（労働人口の三分の一程度とされる）、ナチス政権成立時にも500万人ほど存在した失業者が急激に、そして大幅に減少したことは疑いない⁽¹²⁾。すなわち、ナチスが多くの者に

(10) 国会選挙において、ナチスは1924年5月の選挙に初めて臨んだが、同党が非合法化されていたため「偽装政党」から候補者を擁立した。得票率は6.5%（全472議席中32議席獲得、以下同じ）であり、同じく「偽装政党」で臨んだ1924年12月の選挙では3.0%（全493議席中14議席）であった。その後はナチスの名が用いられたが、1928年の選挙では2.6%（全490議席中12議席）であった、ただし、世界恐慌が勃発した後の1930年の選挙では18.3%（全577議席中107議席）と躍進し、SPDに次いで第二党となった。続く1932年3月の選挙では37.4%（全608議席中230議席）を獲得し第一党となり、これ以降その座を譲ることはなかった。1932年11月の選挙では33.1%（全584議席中196議席）、そして1933年の選挙で43.9%（全647議席中288議席）を獲得し、その結果ヒトラーが首相に任命される。選挙結果については、P. Austermann, *Der Weimarer Reichstag: Die Schleichende Ausschaltung, Entmachtung Und Zerstörung Eines Parlament*, Köln 2020, S. 331-332より。ワイマール期の政治（状況）およびそれとのナチス政権の成立の関係についても、同書を参照。

(11) 1930年代初期、世界恐慌の勃発に伴う組合員の大量失業により財政難に陥った労働組合は、恐慌に対し効果的な対策を示すことができず、多くの組合員の支持を失った。労働組合が無抵抗のままに解体されたことに対して労働者の強い抵抗がみられなかった一因は、こうした点にあったとされる。M. Rüter, 'Lage und Abstimmungsverhalten der Arbeiterschaft: Die Vertrauensratswahlen in Köln 1934 und 1935', in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 39-2, 1991, S. 249-250, 259. また、労働組合が解体されたことにより、労働者同士の「横」のつながりも断ち切れ、彼らは組織、集団という「力」の源泉を失ったこと、すなわち、ナチスによる「アトム化」がその後のナチス期を含め、労働者の「無抵抗」の一因だとする見方もある。この点については、さしあたり、U. Herbert, 'Arbeiterschaft im "Dritten Reich": Zwischenbilanz und offene Fragen', in: *Geschichte und Gesellschaft*, 15-3, 1989, S. 330-333, 339-340; Rüter, a. a. O, S. 258-259; 前掲拙稿「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」, 26-27頁を参照。

(12) 1930年代末以降のドイツでは、むしろ労働力を中心とした人員不足が大きく問題となった。それに伴い外国人捕虜の動員や労働の配置、あるいは労使関係のあり方の変化等への対応が新たな課題となる。この点についても、本稿で検討する。A. Toozé, *The Wages of Destruction: The Making and Breaking of the Nazi Economy*, London: Penguin Books/Allen Lane, 2006（邦訳トゥーズ〔山形浩生・森本正史訳〕『ナチス 破壊の経済——1923-1945』上・下、みすず書房、2019年）では詳しく言及されるが、本稿では分量の制限もあり、取り上げることができないことをあらかじめお断りしておく。

支持された重要な要因の一つは、疑いなく失業に対する取り組み、雇用創出政策の提示・実行、およびそれに伴う(とされる)経済の回復であったのである。

それゆえ本稿では、ナチスが提示した失業対策・雇用創出政策、とりわけその「中心的」な政策の一つとされる場合が多い、否多かつた⁽¹³⁾公共事業、アウトバーン建設の意義や効果等についてあらためて考えることにしたい。アウトバーン建設の狙い、想定された効果等については、論者によっては、ほぼ同じ時期にアメリカで展開したニューディール政策の柱の一つとされるテネシー川流域開発公社(TVA)、あるいはとりわけ第二次世界大戦後に多くの資本主義国家で実行された、いわゆる「ケインズ政策」との共通点が主張される場合もある。また、現在に至るまでわが国においても、公共事業による景気対策という「手法」は、さまざまなかたちをとって行われ続けてきた。加えて、2020年代に入り、世界の多くの人々が、対応が極めて難しい新たな「危機」と対峙せざるをえなくなり、世界の多くの国や地域において政府の政策、とりわけ経済の分野におけるその役割が重要性を増している状況にある。政府や自治体に迅速かつ思い切った対策の実行を求める声が、各地で高まっていることも事実である。この意味でも、世界恐慌という「危機」に直面するなかで、議会制民主主義を否定したナチスが多くの人々に支持された一因とされ、危機的な状況に置かれたドイツにおいてナチスが行った「中心的」な、少なくとも最もよく知られた公共事業の一つであるアウトバーンの建設について、現在検討することは、あながち無駄な試みではないだろう。

また、近年アウトバーンを主たる対象とする、あるいはそれに言及する研究とりわけ翻訳書が多く世に出されたこと⁽¹⁴⁾を機に、「神話」あるいは「伝説」ととらえられる場合も少なくなかつた。

(13) 例えば、2011年に出版された、800頁を超える大部のドイツ近現代史の「テキスト」では、アウトバーンについての言及はわずかであり、少なくとも雇用創出の面では重視されていない。H. W. Smith (ed.), *The Oxford Handbook of Modern German History*, Oxford University Press, 2011, pp. 62-63, 441, 443. この点は、ナチス期を対象とした最新の概説書も共通している。U. ヘルベルト(小野寺拓也訳)『第三帝国』角川新書、2021年(原著は2018年出版)、とくに91-96頁を参照。また、近年出版されたドイツの社会や歴史等を紹介する書においては、「アウトバーン計画は失業者対策の一環ではあっても中心ではなかった」。「経済的效果よりもプロパガンダに利用され、『新しいドイツの建設』というナチスの標榜する国民意識の高揚に大きく寄与した」。「モータリゼーションという新しい文化の構築に向けて前進する政府の姿勢を見せて、国民の意識を高める目的のために実行された」との記述がある。新野守広・飯田道子・梅田紅子編著『知ってほしい国 ドイツ』高文研、2017年、16-17頁。

(14) さしあたり、邦語による文献、研究として、三石善吉「トット・アウトバーン・ヒトラー：アウトバーン物語」『筑波学院大学紀要』第3集、2008年、1-13頁、小野清美『アウトバーンとナチズム——景観エコロジーの誕生』ミネルヴァ書房、2013年、F.ユケッター(和田佐規子訳)『ナチスと自然保護——景観美・アウトバーン・森林と狩猟』築地書館、2015年、ドイツ連邦共和国交通省編(杉山雅洋監修、中田勉訳)『アウトバーンの歴史——その前史から21世紀まで』流通経済大学出版会、2019年、O.シュヴェーデス編(三上宏美監訳、ドイツ交通政策研究会訳)『交通政策——ドイツにおける新しい潮流』ミネルヴァ書房、2019年を、ドイツにおける研究として、A. Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm unter Hitler: Der Abbau der Massenarbeitslosigkeit im Dritten Reich von 1933-1936*, Hamburg 2014をあげておく。なお、本書の元となる「修士論文」、ders., *Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen im Dritten Reich von 1933-1936* (Magisterarbeit, TU Dresden) は、2000年に出版されているが、次節以降、大きく取り上げるトゥーズの著では参考文献として触れられていない。トゥーズとはさまざまな点で主張が異なるが、その比較には別の機会を設けたい。なお、アウトバーンの「概要」については、本稿第3節でも簡単に触れるが、詳しくは上記の邦語文献を参照。

た⁽¹⁵⁾アウトバーンに対する理解の現状を確認しておく必要があると考えたことも、本稿を執筆するに至った動機の一つであることも記しておきたい。

なお、後述するように、とりわけ1930年代末以降、失業問題の「解決」の後、一転して労働者不足が問題となり、それへの対応がナチス政権の重要な課題となる。この点は、以下で詳しく検討するアダム・トゥーズの研究でも大きく扱われているし、ナチスが引き起こした深刻な「結果」を決定づける問題であったのだが、本特集のテーマに従い、本稿では考察の対象を、ワイマル期とナチス期を「つなぐ」ものとして位置づける1930年代の雇用創出政策に限定する。1930年代末以降の問題については、今後検討する機会を得たい⁽¹⁶⁾。

2 トゥーズ著『ナチス 破壊の経済——1923-1945』の内容と同書における労働・労使関係

ナチス期の労働、労働者の状況等については、多様な角度、視点からの研究が、現在に至るまで幾重にも積み重ねられているが、本稿は、ナチス期の労働をめぐる諸問題を対象とする研究の課題をあらためて明確にすることを一つの目的としている。それゆえ、——近年も数多く蓄積されている——さまざまな対象を個別に取り上げ深く検討した諸研究ではなく、ナチス期全体の経済のあり方を大きなスケールで描き出した近年の著作である、A.トゥーズ（山形浩生・森本正史訳）『ナチス 破壊の経済——1923-1945』上・下（みすず書房、2019年）を一つの重要な「導きの糸」としたい。

本著作は、Adam Tooze, *The Wages of Destruction: The Making and Breaking of the Nazi Economy*, London: Penguin Books/Allen Lane, 2006⁽¹⁷⁾, の全訳であり、本文だけでも650ページ（翻訳書では上下2巻で750ページ）以上もある大著である。こうした著作を原語で読むこと自体、外国語を巧みに読みこなす者、あるいは主にドイツ（史）を研究対象とする者等以外には大変な困難を伴うと思われる。今回の翻訳・出版により、この大作に日本語で多くの者が容易に触れることができるようになったことだけでも大きな意義があると考えられる。さらにいえば、ナチス期の経済を

(15) 例えば、H.-J. Winkler, *Legenden um Hitler : Schöpfer der Autobahnen : "Kraft durch Freude" für den Arbeiter : Überwinder von Versailles : Vorkämpfer Europas gegen den Bolschewismus*, Berlin 1961, とくにS. 7-13; E. Schütz und E. Gruber, *Mythos Reichsautobahn : Bau und Inszenierung der "Strassen des Führers" 1933-1941*, Berlin, Christoph Links, 1996等を参照。ただし、こうした表現が、実態を伴わない、あるいは誇張された虚像を示す場合が少なくないことはいうまでもない。とりわけ、後者は、アウトバーンの建設が失業者の急激な減少の主要因であったとする、長く語り継がれてきた「神話」の「実像」を浮き彫りにしている。後述するトゥーズの2006年に出版された著作も同様である。氏は同著で「ナチ政権の雇用創出神話のなかで、アウトバーンは特別な地位を示している」としている。Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 45 (Kindle版) [邦訳52頁]。この記述からは、2000年代半ばにおいても、アウトバーンがナチスによる雇用創出政策の「中心的」な存在であったとする見方が根強かったことがうかがえる。

(16) 本稿の注(12)も参照されたい。

(17) 本著の原書は、さまざまなかたちで出版されているが、多くの者にとって比較的アクセス、入手が容易と思われる、Kindle版を参照した。ページ番号もそれに従う。引用箇所は可能な限り邦訳書の表現に合わせることにした。なお、本著は、ドイツ語訳をはじめ10か国以上で翻訳・出版されている。

総合的に、これだけの紙幅を費やして検討した書は、本著が世に出た後には多くは出版されていない⁽¹⁸⁾。それゆえ、本著は現在に至ってもナチス経済を分析するうえでの「標準的研究」、まずふまえるべき基礎文献の位置を占めていると考えられる⁽¹⁹⁾。以下ではその内容を概観しておこう。

本著の第一の目的は⁽²⁰⁾、「経済をヒトラー体制理解の中心に据え直す」ことである。トゥーズによれば、当該期のファシズム研究を対象とする歴史学者は「経済の重要性を軽視、あるいは無視さえする傾向」があり、ナチ政権期のドイツ社会の内部構図に対する理解は、この20年で一変したものの、「この政権の経済史はほとんど進展していない」という。こうした認識に基づき本著は、これまで精査されてこなかった公文書と統計⁽²¹⁾の多くを見直し、それらを近年の研究成果と対話させることを通じて、経済の面からナチス期の状況・特質を描き出すことを目指そうとしているととらえられる。

なお、本稿の立場とトゥーズのそれとでは、些か異なる点があることを、あらかじめ指摘しておく必要がある。トゥーズは、歴史文献等に見られる、ワイマール期からナチス期にかけての「真の重要な経済政策の変化」の一つを、1933年以降の「雇用創出計画の実施」とする理解を「根深い偏見」と断じている⁽²²⁾。その主張の根拠の一つは、ヒトラーの前の首相で、1932年12月に就任したシュライヒャー(Kurt von Schleicher)が「国家による初めての雇用創出」に着手した、すなわちワイマール期末期に「雇用創出の活用に先鞭」をつけていたことであった⁽²³⁾。既存の研究⁽²⁴⁾に

(18) とりわけ経済の面を中心に、ナチス期の全体(像)を検討した2000年代後半以降の研究成果としては、C. Buchheim (ed.), *German Industry in the Nazi Period*, Stuttgart: Franz Steiner, 2008 および、柳澤治『ナチス・ドイツと資本主義——日本のモデルへ』日本経済評論社、2013年を中心に、柳澤氏の一連の著作・論考をあげておきたい。

(19) シュペーラー他の論考は2007年、出版されたばかりのこのトゥーズの著をナチ経済史の「新しい標準的研究」としてあげている。J. シュトレープ・M. シュペーラー(雨宮昭彦・三ツ石郁夫訳)「ナチス経済像の革新——研究のパラダイムチェンジ」雨宮昭彦・J. シュトレープ編著『管理された市場経済の生成——介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、2009年、69頁。本論考は、同「ナチス経済研究のパラダイムチェンジか——ドイツにおける最新の研究動向」『歴史と経済』第50巻第4号、2007年、46-58頁を、増補改訂したものである。後者においても、トゥーズの著については同じ文言で言及しているゆえ、初出の2007年に紹介されたとした。同上、55頁。

(20) 本段落の記述・引用は、Tooze, *The Wages of Destruction*, Preface [邦訳 xv-xvii 頁] を参照。Kindle 版の原書の Preface (序文) にはページ番号が付されていない。ペーパーバック版では、S. xx-xxii。Kindle 版とペーパーバック版とでは些かのずれはあるが、ページ番号は概ね同じといってよい。

(21) 統計や資料等については、Tooze, *Statistics and the German State, 1900-1945: The Making of Modern Economic Knowledge*, New York, Cambridge University Press, 2001 を参照。

(22) Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 23-24 [邦訳 27-28 頁]。

(23) *Ibid.*, pp. 26-27, 30 [邦訳 31, 35 頁]。トゥーズによれば、シュライヒャーの雇用創出政策は、(ナチス期の最優先事項とされる)再軍備を念頭に置きつつ着手された。*Ibid.*, pp. 26-27 [邦訳 31 頁]。この点やその資金がナチス期に受け継がれた(本稿の注(51)を付した箇所の本文も参照)ことも、トゥーズが2つの時期の政策の「連続性」を主張する根拠になっていると考えられる。ワイマール期末期の政府による失業対策については、例えば、Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, S. 17-25 等を参照。

(24) ナチス期における雇用創出に関する研究は非常に多いが、本稿では、可能な限りトゥーズの原著の出版後の比較的新しい研究ないし1990年代以降の著作、研究を参照することにした。それ以前の研究(史)については、川瀬泰史「ナチスドイツの経済回復」『立教経済学研究』第58巻第4号、2006年、23-43頁、前掲拙稿「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」、とくに27-30頁等を参照。

においては、ヒトラーおよびナチス政権にとって、失業危機への取り組みこそが「最優先事項だったはずだ」という思い込みがあまりに強い⁽²⁵⁾ というのである。上記のようなナチス期を検討する際の「前提」を疑うこと。こうした姿勢が本著全体に貫かれている。

以下で検討するが、本著におけるナチス政権の中心的な課題は、何より、ドイツ国内での食糧や家畜の飼料、エネルギーを中心とする資源⁽²⁶⁾、そして市場の不足を補うための「領土」、占領地の住民の「移転」を伴うドイツ人の移住を目的とする「生存圏」の獲得であった⁽²⁷⁾。それゆえ、(経済)政策の最優先事項は、「生存圏」獲得に必要不可欠となる(再)軍備の推進であり、雇用創出等はその目的のための手段として、誤解を恐れずにいえば、「下位」に位置づけられる。「序章」において、すでに以下のように強調される。「雇用創出をナチスの経済政策の理解のカギとして強調するのは場違いだ」。「ナチ党が雇用創出を綱領の中心項目として採用したのは1932年晩春になってからで、しかもその採用は民間雇用創出の支出がヒトラー政府の優先リストから外される1933年12月までのわずか18カ月しか続かなかった」。トゥーズは、雇用創出政策をナチスの中核的な政策と考えるのは、評論家や歴史学者の「思い込み」であるとして、ナチス政権が成立した1933年1月以降はそれを犠牲にしても再軍備、外債支払い拒否、農業の救済が優先されたというのである⁽²⁸⁾。さらにいえば、1933年の前半にすでに、「再軍備で予想される支出額は、それまで雇用創出のために考えられたどんなものよりはるかに超えて」いたとしている⁽²⁹⁾。

再軍備は民間の消費よりも優先された⁽³⁰⁾。例えば、ナチス政権成立直後の1933年3月に中央銀行ライヒスバンクの総裁(1934年8月以降は経済相も兼務)に任命されたシャハト(Hjalmar Schacht)が、経済回復を目的に1934年に提示した「新計画」⁽³¹⁾では、「再軍備に利用されること

(25) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 32 [邦訳 37 頁].

(26) 当時のドイツの国土のみでは明らかに賄えなかった食糧や資源等を輸入するための外貨も不足していた。既存の研究では、ナチス政権は、それを解消するために、再軍備より輸出産業に力を入れるか、「生存圏」を確保するか、という選択を迫られたとされる場合が多かったが、トゥーズは再軍備こそが最優先の課題であったことを強く主張する。

(27) *Ibid.*, pp.8-11 [邦訳 10-12 頁]. ただし、1930年代末以降は、ドイツ国内で顕著になった労働力不足が対応不可欠の課題となったことに伴い、外国人を中心に「強制労働」のための人員の確保という「目的」がより重要となった。この点については、さしあたり、A. von Plato, A. Leh and C. Thonfeld (eds.), *Hitler's Slaves: Life Stories of Forced Labourers in Nazi-Occupied Europe*, Berghahn Books, 2010 を参照。

(28) *Ibid.*, pp. 24-25 [邦訳 28-29 頁].

(29) *Ibid.*, p. 79 [邦訳 90 頁].

(30) こうした状況については、本稿の注(42)も参照。

(31) シャハトは、貿易政策をはじめ、雇用創出を含む、産業・財政政策およびその資金調達に辣腕を振る再軍備の推進を支えた。トゥーズの著は、彼の動向については極めて詳細に検討している。また、シャハトおよび「新計画」については、川瀬泰史『シャハト——ナチスドイツのテクノクラートの経済政策とその構想』三恵社、2017年も参照されたい。

になる工業原材料の輸入が、民間と消費に欠かせない原材料輸入よりも優先され、同時に再軍備の資金として「総額 600 億ライヒスマルク近くの税収と国民貯蓄が流用」されたという。この支出がなければ、明らかに家計消費と民間投資はずっと大きかったはずであった。1938 年には、軍事費は国民所得の 20% を占めるに至る。ただし、トゥーズは、再軍備は豊かな農業地帯を征服するための手段、すなわち「未来の繁栄への投資」ともいえるとしている⁽³²⁾。

ドイツ、そしてヒトラーにとって、「生存圏」獲得の必要性は、まず第一次世界大戦の敗戦による領土の喪失によって、そして 1929 年に勃発した世界恐慌に伴う世界的な保護貿易（主義）の進展、すなわちドイツの輸出市場の大幅な「喪失」によって、より高まった。ヒトラーは、第一次世界大戦の敗戦の主たる原因を、1918 年にドイツ国内で勃発した政治家とりわけ「共産主義者」たちによる革命であると考えていた。彼にとっては、この 1918 年の出来事およびそれに伴う「トラウマ」こそが、政治活動にかかわるようになった重要な契機であり、『我が闘争』にもみられる彼の考え方、それに基づく行動の原点であった⁽³³⁾。この点は、ヒトラーが首相に就任して数日後に行われた 1933 年 2 月 1 日の演説でも確認できる。

周知のとおり、1923 年のミュンヘン（München）一揆の失敗の後、議会制民主主義を採るワイマール体制の枠内で合法的に権力の獲得を目指すようになったヒトラーは、選挙での勝利という目的もあったが、「生存圏」の獲得（のための軍備・戦争の遂行）の点でも、革命の阻止という点でも多くの労働者の支持を得る必要があった。その手段の最たるものが、失業問題の克服であり、このことは 1933 年 1 月の首相就任直後に示された「4 カ年計画」でも強調されている。本計画では、社会政策についても言及され、「医療と年金維持を約束した」⁽³⁴⁾。このように労働者に対する配慮を明示する一方で、同年 5 月以降には最大の労働組合、自由労働組合をはじめ、すべての労働組合が解体された。労働者たちは団結権やストライキ、賃上げ運動を行う権利を奪われ、ナチスの下部に

(32) 本段落の記述は、Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 162 [邦訳 184-185 頁] より。トゥーズは、「銃かバターか」理論は誤解を招く、すなわち軍需と民需は両立する（した）と主張する。こうした主張は他の研究者も提示している。例えば、斎藤哲・鎗田英三・八林秀一編著『20 世紀ドイツの光と影——歴史から見た経済と社会』芦書房、2005 年、126-127 頁（鎗田執筆箇所）等を参照。ただし、トゥーズは「1938 年以降、軍事支出が戦時の水準に達して、消費と軍備のトレードオフは極めて厳しいものとなった」とも記している。Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 659 [邦訳 751 頁]。

(33) *Ibid.*, p. 37 [邦訳 43 頁]。

(34) *Ibid* [邦訳同上]。

位置するドイツ労働戦線 (DAF) ⁽³⁵⁾ に統合された ⁽³⁶⁾。賃金等は実質的に 1933 年夏の水準に据え置かれ、それ以降の労働条件の調整は、1934 年公布の「国家労働規制法」により定められた役人、労働管理官に委ねられた。このようにしてナチス政権は、ドイツ企業に「内部経営の自由」を与え、「労働組合による監督からの解放を約束した」が、トゥーズはこの点が重要であるとしている。賃金は団体交渉によって決定されるのではなく使用者が定めるようになり、彼らは企業内で「揺るぎない指導者」となった。ナチス政権は、議会制民主主義の終焉と「労働運動の撲滅」を実現したのである。ここに労働側が「強い」ワイマール体制に不満を抱いていたドイツの使用者、産業界がナチス、ヒトラーを強く支持した一因を見出すことができる ⁽³⁷⁾。すなわち使用者たちは、ワイマール期と比較した場合、企業において「独立イニシアチブ」を喜んで活用することができるようになったということである ⁽³⁸⁾。こうした状況であれば、大企業が「ヒトラーのナショナリズム革命の多くの重要な局面で積極的なパートナーになった」⁽³⁹⁾ のもある意味では当然といえよう。ヒトラーが労働組合（運動）の撲滅を決意した一つの重要な理由は、すでに指摘したように革命時の「トラウマ」に加え、その後 14 年間のワイマール期の経験で、民主主義の時代では「民間企業は継続できない」、 「民主主義と自由主義が、社会民主主義と共産主義に至るのは必然だ」との認識を強めた ⁽⁴⁰⁾ からだとされる。この認識は、産業界、多くの使用者たちと一致していたのである。

こうして概観すると、本著におけるナチス期の労働あるいは労使関係についての主張は、それほ

(35) ドイツ労働戦線 (DAF) については、さしあたり、拙稿「産業報国会とドイツ労働戦線 (DAF) —— 形成過程の比較と日本における DAF に対する認識」法政大学大原社会問題研究所・榎一江編著『戦時期の労働と生活』法政大学出版局、2018 年、69-110 頁を参照。

(36) こうしたナチス期の労使関係の枠組みを定めた諸制度・政策および労働組合が解体されるに至った過程については、トゥーズは詳細には言及していない。ただし、「不思議なことに、社会主義の労働組合〔自由労働組合：柘田〕はヒトラーの政府と協力できるという自己欺瞞に陥り「ヒトラーとゲッベルス〔Joseph Goebbels〕に手を貸し」たが、1933 年のメーデーの翌日にナチス突撃隊により「急襲」されたという事実は指摘している。Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 39-40 [邦訳 46-47 頁] を参照。ナチス期の労使関係の枠組みを定めた労働政策の内容および上記の過程については、R. Hachtmann, 'Wiederbelebung von Tarifparteien oder Militarisation der Arbeit? : Kontroversen um die Grundlinien der nationalsozialistischen Tarifpolitik und die künftige Gestaltung der NS-Arbeitsverfassung 1936-1944', in: K. C. Führer (Hrsg.), *Tarifbeziehungen und Tarifpolitik in Deutschland im historischen Wandel*, Bonn 2004, S. 114-140; ders., 'Die rechtliche Regelung der Arbeitsbeziehungen im Dritten Reich', in: D. Gosewinkel (Hg.), *Wirtschaftssteuerung und Recht unter nationalsozialistischer Herrschaft*, Baden-Baden 2004, S. 135-155; Hachtmann (Hrsg.), *Ein Koloß auf tönernen Füßen : das Gutachten des Wirtschaftsprüfers Karl Eicke über die Deutsche Arbeitsfront vom 31. Juli 1936*, München 2006; ders., "Labour Policy in Industry", in: Buchheim (ed.), *a. a. O.*, pp. 65-83; 前掲拙稿「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」, とくに 25-27 頁等を参照。また、ナチスの政権獲得後の自由労働組合のナチスおよびヒトラーに対する態度については、P. Jahn und D. Brunner (Bearb.), *Die Gewerkschaften in der Endphase der Republik 1930-1933*, in: H. Weber, K. Schönhoven und K. Tenfelde (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert*, Bd. 4, Köln 1988, S. 48-55; 前掲拙著, 205-252 頁等を参照。この「不思議なこと」についての検討には別の機会を用意したい。

(37) Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 101-103 [邦訳 115-118 頁]。

(38) *Ibid.*, pp. 660-661 [邦訳 752-753 頁]。株主に対する利益分配も「資本の 6% 以内と定められた」という。このことから、ナチス体制は「社長たちのための独裁」であったとされる。*Ibid.*, p. 108 [邦訳 124 頁]。

(39) *Ibid.*, p. 134 [邦訳 153 頁]。

(40) *Ibid.*, p. 99 [邦訳 113 頁]。

ど目新しいものではないとの印象を受けるかもしれない。ただし、膨大な資料や文献を根拠にして、ナチス期とりわけその経済のあり方についての(研究にみられる)「前提」や「常識」に疑問を投げかけ、説得力のある説明を試みている点に、本著が高く評価されている⁽⁴¹⁾一因があると思われる。雇用創出に関すること以外について、いくつか例をあげておこう。

まず、トゥーズは「20世紀のドイツの歴史学者」がもつ一つの共通の出発点、「ドイツ経済の特異な強さという前提」に疑問を投げかける。当時ドイツは重工業を中心とする「近代工業大国」⁽⁴²⁾であり、それに匹敵する経済力を有するのはアメリカだけであったとする認識である。この点は、ドイツの高い技術力が一つの根拠とされるが、第二次世界大戦の展開過程を描く本著の後半部では、工業力および軍事力、あるいはそれらに関する「持久力」に加え、技術力の面においても、ドイツがソ連に比しても必ずしも優位に立っていなかったことが示される。同時に、ドイツが準備不足のまま、勝ち目のない「とんでもない賭け」である二正面戦争(東西の戦線について、その開戦の理由は別々のものではなく大きな一つの戦争とみている⁽⁴³⁾)を行った⁽⁴⁴⁾、さらにはそれを急いだ理由として、バトル・オブ・ブリテンの不首尾という「結果」だけでなく、広大な「国内市場」を有するアメリカ(それを動かす「ユダヤ人」)が急速に台頭していることをヒトラーは明確に認識しており——東欧は勿論、ソ連までも、ドイツの豊かさおよびとアメリカとの戦争のためのアウトアルキー政策の基盤として「必要」な「生存圏」として確保したうえで——、それに可能な限り早く対応すべきと考えていたこと等があげられている⁽⁴⁵⁾。すなわち、独ソ戦はもとより、ある程度アメリカとの戦争は不可避とヒトラーらは認識していたという主張とも解釈できる。また、ホロコーストが実行された理由については、(開戦の理由と同様に)当然ナチスやヒトラーの「イデオロギー」も重視しているが、同時にまず食糧不足、そしてとりわけ1940年代に入ってから労働力不足等避けたい問題を「解決」しようとする点で、「実務的計算」「経済的」な動機に基づく「機能的」なものであったことが指摘される⁽⁴⁶⁾。おそらく経済の面に光をあてたがゆえに導かれた、ナチス期の全体像を把握するためには興味深い上記の諸点こそが、まずもってトゥーズが主張したかったことかもしれない。筆者は必ずしもこれらのすべてに同意するものではないが、こうした主張について検討することは、筆者の手に余るし、本稿が取り組むべきことではない。すでに指摘したよ

(41) 原著のKindle版およびペーパーバック版の冒頭には、『ウォール・ストリート・ジャーナル』等複数のメディアによるレビューが掲載されている。また、トゥーズのホームページ(<https://adamtooze.com/the-wages-of-destruction/>)および邦訳の帯、「訳者あとがき」も参照されたい。受賞については、ホームページを参照。

(42) 1933年のドイツでは、雇用者数においては、繊維・服飾産業等が機械・電機・化学あるいは石炭産業よりも重要であった。Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 94. [邦訳 107 頁]。大戦の進展およびその準備段階において、そうした産業が「軽視」されていく、あるいは「犠牲」となることは周知のとおりである。*Ibid.*, p. 131 [邦訳 148-149 頁]。1934年、「雇用促進活動」が大きく後退することを避けるため、繊維部門は法令により週36時間以上の工場操業を禁じられた。*Ibid.*, p. 96 [邦訳 109 頁]。

(43) *Ibid.*, p. 663 [邦訳 758 頁]。

(44) *Ibid.*, Preface [邦訳 xix-xxi 頁]。ペーパーバック版では、S. xxiv-xxvi。

(45) *Ibid.*, p. 663 [邦訳 758 頁]。

(46) この点については、とくに、*ibid.*, Chapter 16 [邦訳第16章], pp. 666-668 [邦訳 760-761 頁]を参照。さらに、*ibid.*, Chapter 17 [邦訳第17章]においては、シュペーア(Albert Speer)の「軍備の奇跡」の実態についてのこれまでの理解に対し、厳しい批判を投げかけている。

うに、既存の研究の多くにみられる「前提」に疑問を提示している点は、雇用創出政策についても同様である。以下ではアウトバーンの建設をめぐる問題を中心に、トウーズの主張とこれまでの研究成果を比較、検討したい。

3 アウトバーンの建設と雇用創出——その目的と効果およびそれらに対する理解

ナチス期に行われた経済政策について、それ以前の時期、すなわちワイマール期のそれとの違いとしては、多額の公的資金を費やした大規模な公共事業が頻繁に行われたという点がよく強調されてきた。「世界初」の高速道路網とされる、アウトバーンの建設は、その「代表（中心）的」あるいは「象徴的」な事例として言及される場合が少なくなかった。アウトバーンは、第二次世界大戦後、敗戦国であった西ドイツが、自動車産業を要として「奇跡」と称される高度経済成長を成し遂げ工業大国となったこともあり、安価な自動車を多くの国民に提供しようとした「構想」から始まり、今や世界1、2を争う自動車企業へと発展を遂げたフォルクスワーゲンと並んで、ナチス期から存在する「ヒトラーの2大遺産」とも呼ばれる場合もあった⁽⁴⁷⁾。ナチス期、その建設のために5年間でおよそ5兆ライヒスマルクが予算にあてられたとされるが⁽⁴⁸⁾、事実、ナチス政権自体が、それを経済政策、あるいは雇用対策の目玉として大規模に宣伝し、その宣伝活動がナチス政権のイメージ戦略として「成功」したことも周知のとおりである⁽⁴⁹⁾。

1933年5月、ヒトラーは首相就任から間もない時期に行われた演説において、今後6年間で全長1万キロメートルをはるかに超える高速道路網の建設を発表し、同年6月「帝国アウトバーン建設に関する法律」が制定された。同年9月にはヒトラー自身が参加した大規模な起工式（鍬入れ式）が行われることになる。

(47) ドイツ連邦共和国交通省編、前掲書、v頁。西牟田氏は、フォルクスワーゲンとアウトバーンを「ナチズムの遺産」と表現される。西牟田祐二『ナチズムとドイツ自動車工業』有斐閣、1999年、I頁。この2つの「遺産」は、戦後の「非ナチ化」の動きを経てなお（西）ドイツに残されたという点で共通しているのみならず、ナチス期においても少なくとも構想としては、モータリゼーションの推進の柱として分かちがたく結びついていたことはいうまでもない。

(48) R.ムーアハウス（千葉喜久枝訳）『図説 モノから学ぶナチ・ドイツ辞典』創元社、2019年、88頁。なお、本書には、ナチス期についての代表的な研究者の一人であるR.オウヴァリーが序文を寄せている。

(49) 小野氏は、アウトバーン建設の意義を「政治的領域、つまり国民政策的・文化政治的・プロパガンダ的領域にあった」ことを強調している。すなわち、「アウトバーンは、中央集権的な大帝国建設と民族統一のシンボルであり」「民族共同体を可視化するプロジェクトだった」。小野、前掲書、132-134頁。アウトバーンの建設が、モータリゼーションの推進等と結びつけられたプロパガンダの手段であった、少なくともそうした側面があったとする点は、——当然、プロパガンダという語の意味するところはさまざまではあるが——多くの研究が指摘している。例えば、H.-J. Winkler, *a. a. O.*, S. 9, 12; レルマー、前掲書、とくに72-78頁、Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, とくにS. 42-44を参照。

ただし、多くの既存の研究が明らかにしてきたように⁽⁵⁰⁾、大規模な高速道路網建設の構想自体は、鉄道による輸送が中心であった第二帝政期より存在した。第一次世界大戦前から馬車に代わって自動車徐徐に普及するにつれて、道路を自動車専用に改良しようという動きがみられ、その動きは1920年代に本格化した。1921年に帝国交通省から支援を受けて各州等自治体の道路建設部局の部長からなる「ドイツ道路建設連合会」が設立され、1924年には国道と地方道を大幅に整備し全長3万キロメートルとなる道路網の建設計画が策定された。なお、ドイツにおける最初的高速道路は、後に西ドイツ初代首相となるアデナウアー(Konrad Adenauer)がケルン(Köln)市長時代に建設したケルンとボン(Bonn)を結ぶ35キロメートルのもので、1932年8月に開通した。この時期に「アウトバーン」という名称が生まれたという。

上記のように、アウトバーンの建設はヒトラーが始めたものではないが、彼は自身がその創設者であるかのような印象をつけるため、1933年に上記の最初的高速道路を州道に降格させたとされる。ヒトラーは、こうした「前史」を利用しただけだという評価があることも確かだが、アウトバーンの建設を、その雇用創出・失業対策としての意義を前面に押し出し、大々的な国家的なプロジェクトとして推進したのが彼であったことは疑いない。既述のとおり、そもそもアウトバーンの建設も含まれる公共投資による雇用創出の構想自体が、ワイマール期末期から存在したものであり、その借り入れによる総予算6億マルクの資金(再軍備の費用も含む)も、ワイマール期最後の首相であるシュライヒャーが準備したものをういたのであった⁽⁵¹⁾。

アウトバーンの建設は、第二次世界大戦の開戦後も継続し、実際には4,000キロメートル程度が開通したのだが、とりわけ、第二次世界大戦直後の研究では、雇用創出とアメリカ等に比して遅れていたドイツのモータリゼーションを推進する政策としての面が強調され、積極的に評価される場合が少なくなかった⁽⁵²⁾。近年においても、ナチス期の経済政策を紹介した新書⁽⁵³⁾、写真をふんだん

(50) アウトバーンについてのワイマール期以前の「前史」やそれとヒトラーの関連、評価等については、ドイツ連邦共和国交通省編、前掲書、1-11頁を参照。同書によれば、ナチス期においてアウトバーンの建設資金はもともと道路利用料金より賄われる予定であったが、利用が少なかったことを理由に労働省が雇用創出政策の一つとして60億ライヒスマルクの資金を提供したとしている。この指摘は、ドイツではナチス期においても、自動車があまり普及していなかったことの証左となろう。また、小野、前掲書、117-123頁も参照。なお、力点が異なることもあるが、こうしたナチス期前の「前史」を重視するためか、アウトバーンに関する研究書においては、ナチス期についての記述が極めて少ない場合が散見される。例えば、Kirschbaum Verlag(岡野行秀監訳、(財)道路経済研究所・道路交通研究会訳)『アウトバーン』学陽書房、13-19頁、1991年等を参照。

(51) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 39 [邦訳45-46頁]。雇用創出政策等の連続性および断絶性については、トゥーズの著は詳しく論じているわけではないが、同書の内容をふまえると、ワイマール期と比較した場合にナチス期を特徴づけるものとしてあげられてきた場合が多い、公共投資による失業対策、その「代表格」とされてきたアウトバーンの建設も、資金面も含めその起源をワイマール期以前にもつものであったことをあらためて確認させられる。

(52) 例えば、K. Kaftan, *Der Kampf um die Autobahnen: Geschichte der Autobahnen in Deutschland 1907-1935, unter Berücksichtigung ähnlicher Pläne und Bestrebungen im - Buch antiquarisch kaufen*, Berlin 1955を参照。なお、カフタンは、1936年、すなわち、ナチス期にも、*Europa Braucht Autobahnen* (Berlin 1936)なる書も残している。それゆえ、氏の著作の内容は慎重に吟味する必要がある。

(53) 武田知弘『ヒトラーの経済政策——世界恐慌からの奇跡的な復興』祥伝社新書、2009年、とりわけ29-33頁を参照。

に用いてナチス期の現状を描いた書⁽⁵⁴⁾,あるいは2019年にNHKで放映された「ドキュメント」⁽⁵⁵⁾等では,ある意味ではこうした「常識」をあらためて明示している。例えば,セリグマン他の書は,アウトバーン建設が最初の年だけでも84,000人の雇用を創出し,公共事業全体としては,1934年末までに170万人が仕事を果たしているし,上記のNHKのドキュメントでは,アウトバーンの建設により失業者が減じたこと,また多くの労働者を雇用するため,その建設に可能な限り機械を用いなかったことが明言されている。後者の点を重視するのであれば——建設のためには「合理的」なかたちではないがゆえに——アウトバーン建設の第一の目的を雇用創出・失業対策であったととらえることが可能となるであろう。この点は,ヒトラーにアウトバーン建設の指揮を命じられたナチスの「古参戦士」で「有能な土木エンジニア」であった,トート(Fritz Todt)も認識しており,彼は「機械の使用を最低限に抑えれば,60万人の労働者を雇用できると見積もっていた」⁽⁵⁶⁾のである。

だが,トゥーズの著は,ヒトラーにとっての「優先事項は再軍備だった」ことを繰り返し強調する。ヒトラーによれば「他の任務はすべて再軍備という課題に道を譲らねばならない」。「生存圏獲得によってのみドイツは救済される」。「国内政策の課題は再軍備の基盤強化」であり,「経済再建と農民救済は,その目標のための手段」であったというのである⁽⁵⁷⁾。

トゥーズによれば,「基本的にアウトバーンが主に雇用創出の手段として考案されたことは一度もなかったし,また失業軽減にもまるで貢献しなかった」。「雇用創出ではなく国家再建と再軍備の論理に基づくものだった」。「それは実用的であると同時に,象徴的な論理でもあった」⁽⁵⁸⁾。事実,建設現場でヒトラー自身がシャベルを振り下ろし,手押し車に土をいっぱい盛つけた姿を「披露」し,国家的な式典となった起工式に代表されるような「反失業宣伝活動」は「成功」したといえ,多くの労働者たちにナチスが失業対策に力を入れているという強い印象を与えたこと,すなわちアウトバーンの建設が失業問題および労働者に配慮しているナチスの姿勢を示す「象徴」としての役割を果たしたことは,多くの研究が明らかにしてきたところである。

ただし,トゥーズは,トート自身が,1932年12月すなわち政権獲得前の時期から「道路近代化計画を失業危機に対する回答ではなく,国家再建の手段として提示している」とする。トートは次のように明言している。「巨大道路網建設の最終的根拠は,軍事だった」と。すなわち「国家防衛システムの『ライフライン』」であり,それを用いれば,「30万人の部隊を帝国の東から西の国境

(54) M.セリグマン・J.ダヴィソン・J.マクドナルド(松尾恭子訳)『写真で見る ヒトラー政権下の人びとと日常』原書房,2010年,199-201頁。

(55) 「BS1スペシャル 独裁者ヒトラー演説の魔力」2019年2月放送。その後再放送された。

(56) Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 46-47 [邦訳53-54頁]。

(57) *Ibid.*, p. 38 [邦訳44頁]。

(58) *Ibid.*, pp. 45-49 [邦訳52-56頁]。

まで、二晩不眠不休で運転するだけで強硬輸送できる」というのである⁽⁵⁹⁾。

トゥーズは次のように主張する。事実「アウトバーン計画の失業に対する効果はないに等しかった。1933年第一次アウトバーン区域で雇用された労働者はわずか1,000人だった」。1933年の「トート任命後12カ月が経っても、アウトバーン労働人口はわずか38,000人で、ヒトラーの首相後に創出された雇用のうち、ごく一部でしかなかった」。その理由は同政権にはほかにより緊急を要する「支出の約束」があったからであり、トートは既存の道路の補修のための資金を得ることさえ苦勞したというのである⁽⁶⁰⁾。

1937年に発表された「公式データ」によれば、アウトバーン建設作業従業者数は、1933年は1,000人、1934年は85,000人、1935年は125,000人、1936年は13,000人、1937年も13,000人であった。旧東ドイツの研究者レルマーは、こうした数値でさえ、その年の最も多かった月の従業者数を示した、誇張されたものであり、アウトバーン建設の失業者減少への寄与は微々たるものであり、その目的は何より再軍備の推進にあったと断じている⁽⁶¹⁾。なお、原著の出版が2000年であった前掲のドイツ連邦共和国交通省編の書においても、年次は記していないものの60万人を見込んだアウトバーン建設の被雇用者は125,000人未満にとどまったとしている⁽⁶²⁾。

小野氏も、ヘニング(Hansjoachim Henning)の1978年の研究に依拠し、アウトバーン建設の雇用対策として効果は限定的であり、建設業、機械製造業、セメント工場等の関連産業での雇用創

(59) *Ibid.*, p.45 [邦訳52-53頁]。なお、小野氏は、1960-1970年代の研究においてはアウトバーンの「軍事的意義」が強調されていたが、1970年代の複数の研究において「明快に否定」されたとしている。小野、前掲書、126頁。この記述に従えば、トゥーズの主張は——「軍事的意義」のとらえ方にもよるが——、そうした見方のさらなる否定ともいえるかもしれない。「軍事的意義」をめぐる議論については、同上、144-145頁も参照。なお、トゥーズは、とりわけ1938年以降より強化される、労働者の「動員」や配置を含めた、政府の「経済に対する介入」があまりに広範であり、「ソ連と比べたくもなる」ほどの統制経済であったとする(Tooze, *The Wages of Destruction*, pp.658-662 [邦訳750-754頁])。こうしたナチス経済への評価や上記のアウトバーンの意義に対する見解等、彼の主張のいくつかは、その「結論」のみを取り出すと、第二次世界大戦直後に比較的頻繁に提示された見方と共通する部分があるように感じられたことは否定できない。ここで、ナチス期の経済を「統制経済」と評価すべきか、という点について若干記しておきたい。とりわけ1990年代以降、雨宮昭彦氏の一連の研究を中心に、ナチス経済の「自由主義的側面」に光をあてるようとする試みが盛んとなった。例えば、雨宮『競争秩序のポリティクス——ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会、2005年、Buchheim (ed.), *ibid.*; 雨宮「1930年代における〈経済的自由〉の法的再構築」雨宮他編著、前掲書、1-43頁(雨宮氏による「はしがき」も参照されたい)、前掲シュトレープ他「ナチス経済像の革新」45-73頁等を参照。それらの成果とトゥーズの主張との比較・検討も、今後取り組まれるべき重要な論点の一つとなると思われる。

(60) Tooze, *The Wages of Destruction*, pp.46-47 [邦訳54頁]。

(61) K. Lärmer (三上宏美訳)『アウトバーン建設 1933~1945——その背景と論理』関西大学経済・政治研究所、1983年、77-79頁。「公式データ」もここから引用した。本書によれば、1936年までは増大していた従業者数は、1937年以降減少し、1939年8月には108,000人、同年11月は81,000人、1940年10月までには62,000人になった。1990年代以降に出版された、シュッツ他およびバスティッシュの研究も、この「公式データ」およびそれに近い数値を重要な根拠の一つとして、アウトバーンの建設が雇用創出という点では重要な役割を演じたとは言いがたいと主張している。Schütz/Gruber, *a. a. O.*, とくにS. 11-13; Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, とくにS. 43-44を参照。ただし、上記『アウトバーン建設』の原著は1975年に東ドイツで出版されたものであり、とりわけその主張は慎重に吟味する必要がある。

(62) ドイツ連邦共和国交通省編、前掲書、11頁。

出についても大きな効果はみられなかったとしている⁽⁶³⁾。

また、リツェルは、アウトバーン建設の雇用効果をはじめ出てきたのは1935年、1936年であると指摘しており、同時代人が考えていたような役割を果たさなかったことを主張する。前掲図にみるように上記の時期は、急速に完全雇用に近い時期であったからである⁽⁶⁴⁾。

4 雇用創出政策および再軍備と経済回復との関係

1934年以降、ドイツの経済は急速に回復し、ナチス政権の5年目となる1937年には、前掲図にみるように「失業は無視できるほどのレベルにまで減っていた」⁽⁶⁵⁾。すでに検討したように、トゥーズによれば、民間雇用投資とりわけアウトバーンの建設は、その主要因ではなかった。だが、前掲図が示すとおり、ナチス政権が成立した後、確かに失業者数が大幅に、しかも急速に減少したこともまた、事実である。さしあたり、トゥーズの主張に従う以上、失業者を減少させた他の要因⁽⁶⁶⁾、他の雇用創出政策についても、簡単にでも言及、あるいは検討しておく必要があるだろう。

ナチスが国会選挙で躍進した1932年以降、党の雇用創出対策に関する指導的スポークスマンとなったのは、後に「不幸な最期」を迎えるG.シュトラッサー（Gregor Strasser）と、財務省次官であったラインハルト（Fritz Reinhardt）であった。それゆえ、ナチス政権成立直後の1933年5月、内閣が承認した資金10億ライヒスマルクの雇用創出計画は「ラインハルト計画」と呼ばれた。その資金は、主に居住地の開発、住宅の造成、アウトバーン建設を含む道路工事等に当てられた。こうした建設業を中心とした労働集約型の産業を主な対象とすることで、より大きな雇用効果を狙ったものとされる。ただし、トゥーズの著においては、ラインハルトについても「ラインハルト計画」についても、後者が発表されたことによる「宣伝効果」は大いに認めるものの、わずかの記

(63) 小野、前掲書、126頁。本書で示されるアウトバーン建設での雇用者数は、概ね上記の「公式データ」と近い値である。

(64) A. Ritschl, "Deficit Spending in the Nazi Recovery, 1933-1938: A Critical Reassessment", In: *Journal of the Japanese and International Economy*, 16, 2002, pp. 559-582, 前掲シュトレープ他「ナチス経済像の革新」, 48頁。

(65) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 204 [邦訳231頁]。

(66) オウヴァーリーは、自動車の所有者に対する補助金等により需要を刺激することを含め、モータリゼーションが経済回復の主要な手段あるいは要因であったことを主張する。R. J. Overy, *War and Economy in the Third Reich*, Clarendon Press, Oxford University Press, 1994, とくに, pp. 68-69, 71-79, 84-89を参照。オウヴァーリーのナチス経済に対する所説については、Overy, *The Nazi Economic Recovery 1932-1938* (New Studies in Economic and Social History / edited for the Economic History Society by Michael Sanderson, 27), Cambridge University Press, 1996等も参照。雇用創出の一環として、自動車工業への集中的な投資が行われたことは多くの研究が指摘している。一例をあげれば、斎藤他、前掲書、128-129頁（鎗田執筆箇所）。ただし、トゥーズによれば、1930年代に自動車を所有することができた者は、ごく少数であった。例えば、1933年には37世帯に1台の割合であり、ほとんどが事業用で個人利用のものはわずかであった。確かに1933年に自動車税は廃止されたが、1930年代末でも個人にとっては「高価すぎた」というのである。Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 149-150 [邦訳170-171頁]。こうした状況が1934年以降のフォルクスワーゲンの計画につながるのだが、再軍備により力が入れたことに伴い、その工場は軍用車の生産に転用され、ナチス期には市民に自動車が一台も届けられなかったことは周知のとおりである。Ibid., pp. 152-156 [邦訳173-178頁]。

述しかみられないといつてよい⁽⁶⁷⁾。

ただし、1933年秋までに失業者数は400万人まで減少し、その後、揺り戻すことはなく、「宣伝効果」もあいまって、ドイツの社会に「峠を越した」という雰囲気広がったことは確かである。それゆえ、1933年9月に発表された「第二次ラインハルト計画」は「それほど野心的ではない雇用創出案」になったとされる⁽⁶⁸⁾。こうした状況を受け、1934年以降は、民間雇用創出はナチス政権の最優先事項ではなくなり、目にみえるかたちで再軍備がそれにとって代わって前面に出ることになった⁽⁶⁹⁾。1933年12月にベルリン(Berlin)における各省庁で決定されたことだが、同年以降の「いかなる時点においても、国の雇用創出に新たに1ライヒスマルクも支出されなかった」⁽⁷⁰⁾というのである。

トゥーズは、上記の1933年と1934年の間に見られた「優先事項」の根本的な変化⁽⁷¹⁾を繰り返して強調する。すなわち、経済の回復を主導した公共支出は、民間雇用創出から、軍に集中するようになった。1933年から1935年の間に国民所得に占める軍事費の割合は1%以下から10%近くに跳ね上がった、これほど大規模に国民総生産が軍事費に割り当てられたのは、平時の資本主義国家では例のないことであったという⁽⁷²⁾。

上記のように、ナチス期の「奇跡」の経済回復において、国家による公共支出は決定的に重要であったと考えられるが、失業者数はピーク時の1932年から1933年秋までに100万人以上減少し、その傾向は、「優先事項」の根本的な変化の後も継続した。アウトバーンの建設はほとんどそれに

(67) *Ibid.*, pp. 40-42, 44, 47 [邦訳47-49, 51, 55頁]. 「ラインハルト計画」のために用意された資金は潤沢なものではなかったと評価される場合が多いが、1933年と1934年の2年間の合計で約60億ライヒスマルクに達し、同じ時期の軍事支出よりもおよそ20億ライヒスマルクも多くあてられたとする見方もある。斎藤他、前掲書、128-129頁(鎗田執筆箇所)。同書(129頁)によれば、1933年3月から翌1934年3月までの1年間で、建設業の失業者はおよそ38万人減少したという。また、たばこ産業でも失業対策として、機械の新規設置が禁じられたとされる。なお、これまで概観したもの以外のナチス期における雇用創出政策としては、農業保護政策や結婚貸付、「国家労働(勤労)奉仕(団)」等があげられる。結婚貸付は、退職する新婚女性の世帯に1,000ライヒスマルクを無利子で貸し付ける制度で、女性労働者に代わり男性失業者を雇用し、官庁統計上の登録失業者数の減少を目論むという、ヒトラーの失業対策に対する姿勢を示す措置と評価される場合も少なくない。その内容や効果等については、川瀬、前掲論文、25, 29頁, Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, S. 49-52を参照。また、「国家労働奉仕団」は、失業対策としてはワイマール期末期の1930年代に起源をもつが、ナチス期には組織の名称が変更され、若年層を対象とした「強制的」な準軍事組織としても位置づけられた。アウトバーンの建設にも携わったが、本稿では取り上げない。「国家労働奉仕団」、とくにそれとアウトバーン建設との関係については、さしあたり、K. K. Patel, *Soldiers of Labor: Labor Service in Nazi Germany and New Deal America, 1933-1945*, Cambridge University Press 2005 とくに、pp. 297, 305-307, 339, 397を参照。

(68) Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 47-48 [邦訳54-55頁].

(69) *Ibid.*, pp. 49, 61 [邦訳56, 71頁].

(70) *Ibid.*, pp. 61-62 [邦訳70-71頁]. 地方に対する助成金が大幅に削減された。

(71) なお、とくに1970年代、ナチスの再軍備と雇用創出政策について、ナチスが当初から再軍備を優先したとする見方がある一方で、雇用創出政策により失業者を減少させ民心を掴んだのちに、「露骨」に再軍備を推進したとする見方も存在した。それぞれの見方が示される諸研究については、原信芳「雇用創出・失業保険・軍事支出——ナチス・ドイツ再軍備研究の一視角」『現代史研究』56巻、2010年、48頁を参照。原氏は、「両方ともナチス政権の最重要課題であって政府は二兎を追った」としている。同上、46頁。

(72) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 65 [邦訳74-75頁]. 「第二次ラインハルト計画」のあり方は、「優先事項」に根本的な変化があったことの一つの証左となろう。

貢献しなかったとされるが、それ以外の継続的な失業者の減少の要因について、トゥーズの主張を概観しておこう。

まず、世界恐慌に伴う不況、とりわけ輸出の不振にあえいでいた企業の活動が、1933年以降、「自然」に回復したことが指摘される。トゥーズによれば、「1933年投資支出——主に在庫積み増し」を原動力に、同年と翌1934年の両年に「企業部門が力強い『自然』回復を遂げ」、それが雇用増大に反映したというのである。氏は、この状況をふまえ、「ケインズ派が予想した」、(国家による)雇用創出支出が導く「ドミノ効果」は、経済全般の向上に「わずかな貢献しかしていない」と断じている⁽⁷³⁾。

このように、「優先事項」の根本的な変化の前である1933年に早くも「投資」が活発に行われ、企業の活動が「自然」に回復したさまざまな要因、状況については、一次資料等をも用いてより深く検証すべきだと考えるが、本稿の目的はそこにはない。それゆえ、考えられる要因を1点のみ指摘するにとどめる。

本稿「はじめに」および第1節において、筆者の理解に従い、ワイマール期とナチス期の労使関係制度の特質および両者の相違点を——極めて簡単なかたちではあるが——示した。ナチス期においては、「強い」労働組合は解体され、労働者たちは、例えば賃上げ運動やストライキ等多くの面で「自由」に行動・活動できるというワイマール期には保障されていた基本的な権利を奪われた。その一方で、使用者は労働組合からの制約がなくなり、「行動の自由」を手に入れた。労働条件等は事実上使用者が決定することになり、賃金等は低位に固定された。筆者は、こうした労使関係制度の構築が、1933年に始まった企業の「自然」な回復(およびその後の「好調」)の一つの重要な要因となったのではと考えている。当然本稿での検証はできないが、第2節で示したように、トゥーズによるナチス期の労使関係制度、枠組みに関する理解は、筆者のそれと多くの部分で共通する。だが、彼の著においては、労働者の動向、彼らと使用者との関係等についての記述が非常に少ない。ナチス期の理解のために経済のあり方により注目したという近年の研究である同著における、こうした記述のあり方をどのように理解すべきか。この点は一つの論点になりうると考え、「むすびにかえて」であらためて触れることにしたい。

上記以外にも「自然」回復の要因は存在すると考えるが、トゥーズの著を読むと、とりわけ再軍備が重要であったことを強く印象づけられる。これと同様あるいは類似した見方を示す研究は少なくないが⁽⁷⁴⁾、以下では、トゥーズの著においてみられる、再軍備と雇用創出および景気回復との関連に関する記述をいくつか示しておこう。

1932年のドイツの航空機産業の雇用者数は3,200人であったが、それから10年も経たないうちに、少なくとも25万人以上を雇用了⁽⁷⁵⁾。「1930年代、ドイツ空軍とその関連産業は、何十万人もの労働力を取り込んでいた」。パイロットが数千人だとしても、それを支えるために必要なインフ

(73) *Ibid.*, p.62 [邦訳72頁].

(74) 例えば、Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, S. 42-44, 65-66; ヘルベルト, 前掲書, 92頁等を参照。後者は、1934年秋ごろまでの「急速な景気回復の原因は、大規模な軍備の拡張にもあ」ったとしている。

(75) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 125 [邦訳142頁].

ラには数十万人が携わっていたというのである⁽⁷⁶⁾。また、戦争の準備がより進展した1936年、国防軍は前年の2倍の輸入金属、鉄鉱石、ゴム、石油を要求した。その結果、何十万人もの雇用が軍需産業に依存することになった⁽⁷⁷⁾。

加えて、1935年3月の徴兵制(再)導入も失業者数の減少に「貢献」したことは疑いない。徴兵制は「何百万人もの若者たちにとって大きな集団休暇に等しいものだった」。というのも「彼らは生産的労働に従事していないのに、公費で食べ物と衣服を与えられた」のである⁽⁷⁸⁾。

「1933年以來のナチス政権下での産業ブームは、1940年代になっても衰えを見せ」ず、「戦争関連企業は洪水のような受注に埋もれ、機械や工場への投資は記録的な水準となり、1940年夏以降は儲かる輸出注文も大幅に回復し」「1940年には国内需要も大活況で、利潤は空前の水準に跳ね上がった」⁽⁷⁹⁾。トゥーズによれば、ドイツ人の大半が銃よりバターを望んでいたというのは間違いで、何百万人もの人々にとって、「国防軍の再建は明らかに、政権の国内政策で最も成功した側面」であった⁽⁸⁰⁾。

以上の記述に従えば、アウトバーンの建設や「ラインハルト計画」等の民間雇用創出政策よりも、再軍備こそが雇用の改善、経済回復の主要因であったことが確認される。1933年からすでに始まり1934年以降より力強くなった企業の「自然」な回復も、国家による雇用創出政策ではなく、再軍備を最優先とする1933年末の「根本的な変化」に基づけば、後者に大きく依存していたと考えるのが妥当であろう⁽⁸¹⁾。

むすびにかえて——若干の論点提起

本稿では、両世界大戦間期を対象とする労働史研究における「新たな」課題の明確化を主たる目的として、2つの時期を「つなぐ」ものと位置づけた雇用創出政策、とりわけ、現在でもナチスによる大量失業の克服の原動力であり、ナチスが残した「遺産」として言及される場合が少なくないアウトバーン(の建設)に注目し、広い視野からナチス期の経済史の再検討を試みて大きな反響を呼んだトゥーズの著を中心に、近年の研究における雇用創出政策としてのそれに対する見方および評価等を紹介・検討した。

アウトバーンの建設を中心に、ナチス期における雇用創出政策に対する理解について、本稿での考察を通して明らかになったことを、主にトゥーズの主張、立場に従い、ごく簡単にまとめること

(76) *Ibid.*, p. 165 [邦訳187頁].

(77) *Ibid.*, p. 208 [邦訳235頁].

(78) *Ibid.*, p. 163 [邦訳185頁].

(79) *Ibid.*, p. 561 [邦訳636頁].

(80) *Ibid.*, pp. 658-659 [邦訳750頁]. この点については、本稿注(32)も参照。

(81) ナチス政権が、ある時期から、例えば「完全雇用」が達成されたとされる1936年ごろから民間雇用創出ではなく、再軍備に対して——資金の面も含めて——より力を入れるようになったこと、またナチス期初期の失業対策が再軍備の推進に貢献したことについては、多くの研究で一致している。例えば、Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm*, S. 10-11を参照。ただし、トゥーズは、すでに指摘したように当初から再軍備のための手段としてアウトバーンの建設等の雇用創出政策が位置づけられていたこと、同時に上記の「優先事項」の根本的な変化が政権の成立から1年にも満たない時期になされたことを強く主張している。

下のようになる。

ヒトラーは、ドイツは石油をはじめとする資源および食糧の不足、後には労働力の不足、さらには、ドイツ人の生活を支え、かつ市場となる領土、土地（植民地）の不足が、ドイツが発展していくうえでのネックであることを認識しており、その解決のために、第一次世界大戦の敗戦で失った領土はもとより、より広大な「生存権」を獲得することを第一の目標と考えていた。それゆえ、再軍備がまず推進すべき最優先事項となることはある意味では必然であり、その前提として、雇用創出政策は、失業者の減少による「活性化」がその経済的な基盤を生み出す点もあるが、何より権力の掌握および労働者を中心とした国民の支持を獲得・維持するための「手段」であったのである。

これまで、ナチス期の経済の「奇跡」を象徴する存在であり、その「中心的」な雇用創出政策とされる場合が少なくなかった——ナチスがそのことを自画自賛し、喧伝してきたことは疑いないが——アウトバーンの建設は、とりわけ1934年以降、予算配分も含め政権にとっての「優先事項」ではなくなり、また大きく失業者を減らすこともなかった。アウトバーンの建設がもつ雇用創出の効果を積極的には認めない。こうした評価は、近年の研究においても頻繁に見受けられる。このような研究状況において、トゥーズの著は、数多くの一次資料および二次文献を駆使してナチス期の経済の全体像を描き、そのなかでアウトバーンの建設が「目的」ではなく「手段」であったという位置づけを、既存の研究以上に明確なかたちで提示・強調することを通じて⁽⁸²⁾、上記のような主張に大きな説得力をもたせたといえる。

また、トゥーズは最終章で次のようにまとめる。「1933年6月から12月までに開始された各種民間雇用創出策」は「つなぎの施策でしか」なかったし、むしろ国防軍再建により失業者は吸収された。ナチス期の最初期から「決定的な力は再軍備」であり「その他すべてはこのための犠牲となった」。ナチス政権は、それが成立した1933年1月から開戦に踏み切る1938年秋までの6年間で、軍が国民総生産に占める割合を1%未満から20%近くにまで引き上げた。消費財産業と農民は犠牲となったが、こうした方針により、約600万人の失業者に仕事が与えられ、それがまた国防軍に必要なものを提供し、さらには消費と民間投資の増加も可能にした⁽⁸³⁾。上記のような見解については、今後さらなる考察が必要だが、民間雇用創出政策よりも再軍備を優先したことが、経済再建を可能にする、ある意味での「スパイラル」を生み出したという主張だと思われる。すなわち、ナチスにとっての大目標である「生存権」の獲得に必要な不可欠な「手段」であった大規模かつ急速な（再）軍備の拡張こそが、同じくその「手段」である徴兵制の導入をもあわせ、とりわけ「優先事項」の変化がみられた1934年以降、雇用創出および経済回復の原動力となり、それがさらなる（再）軍備の推進の基盤となった、ということである。

以上に従えば、雇用創出政策としてのアウトバーンの建設は、想定したよりも効果がなかったと

(82) 例えば、第3節で記したように、トゥーズは、「基本的には」アウトバーン計画はそもそも「主に」雇用創出の手段として考案されたものではなかったと明言しているし、1933年にトートが責任者に就任してから1年後にその現場で従事した労働者の数を、多くの研究が依拠していると思われる「公式データ」にある1934年の値より、4万5千人以上少なく見積もっている。Tooze, *The Wages of Destruction*, pp. 45-47 [邦訳 52-54頁]。ただし、後者の数値の典拠は明示されていない。

(83) *Ibid.*, p. 659 [邦訳 750-751頁]。

いうよりも、ナチス自体が意図したことだが、政権が失業対策に力を入れていること、あるいは労働者に配慮している姿勢を示すプロパガンダという意味でも、さらには1918年の革命の時とは異なり労働者たちの「支持」を得てその後に最重要の課題である再軍備を円滑に進めようとする意味でも、ある程度の効果があったということになろう⁽⁸⁴⁾。以下でも指摘するように、トゥーズの著において、ナチス期における労働者の主体的な行動についての記述がほとんどないことも、この「効果」の一つの裏付けになりうると考える。

本稿では、すでに脚注に記したものも含め、検討できなかった問題、残された課題——例えば、労使関係制度と雇用創出および経済回復との関係の再検討——等を複数示してきたが、本稿での検討の範囲で確認できたことから導かれる当該期を対象とする労働史研究の課題を、大きく2つあげることでむすびとしたい。ただし、本稿の執筆の準備を始めたころ以降はもとより、現在も両世界大戦間期を対象とした研究は、さまざまな視点、角度から進められていることは疑いなく、上記が現時点の研究の到達点と言い切ることはできない。加えて、限られた二次文献の記述をもとにした論点提起であるがゆえ、非常に「粗い」ものであり、参照した諸研究の主張も含め、この論点自体をさらに深く、そして広く検討・検証する必要がある。以上のことは明記しておきたい。

まず、世界恐慌の勃発以降、1930年代の前半期におけるナチスの雇用創出政策に対する労働者たちの見方、評価の再検討である。この時期に多くの労働者がナチスの雇用創出政策を歓迎あるいは容認したことがナチス政権の成立につながった重要な要因の一つとされる場合が多いが、本稿で確認したように、その「中心」とされたアウトバーン建設による雇用創出効果は乏しかったし、とりわけ1934年以降は明確に再軍備が優先されるようになった。この過程での、アウトバーンについてのプロパガンダ、および再軍備を含めた雇用創出政策に対する労働者たちの考え方や態度、その背後にある論理の変遷を辿ることが研究の対象となりうると考える。この課題は、彼らの多くが長い運動の末、当時世界で有数の規模であった「強い」労働組合を擁しながら、——またトゥーズの主張によれば大きな効果を伴わない雇用創出政策を打ち出した——ナチスをなぜ支持したのか、というこれまで長きにわたり取り組まれてきた古くて新しい問いと向き合うことでもあるといえる。

次に、第一の論点と関連するが、ナチス期の社会、経済における労働者たちのイニシアチブ、また彼らが社会・経済の状況に与えた影響力についての再検討である。すでに指摘したように、トゥーズの著は、大著であるにもかかわらず、労働者の動向、とりわけその主導性や政策等に対する反応、それらのあり方に与えた影響等についての言及が極めて少ない⁽⁸⁵⁾。ナチス期の経済・雇用政

(84) これまでの検討をふまえると、現在もアウトバーンの建設が多くの労働者(失業者)に仕事を提供し、ナチス期の経済回復の原動力(の一つ)となったとの記述・見解が頻繁にみられる理由についての関心が高まるが、この点を検討することは、本稿の目的の範囲を超えると思われる。本稿での考察の限りでは、アウトバーンが、プロパガンダの「手段」として、あるいは「象徴」として(第二次世界大戦後も含め)一定の「成功」を収め、その影響が今なお続いていることが、一つの可能性としては考えられよう。

(85) ドイツ労働戦線についてさえ、外国人の「強制労働」やフォルクスワーゲンの構想等、さまざまな「政策」との関連では言及されるが、労働者と使用者の関係という面での記述は極めて少ないといってよい。また、後半部の第二次世界大戦期についての記述においても、労働者の主体的な動きはほとんど描かれない。

策を対象とする他の研究においても、こうした傾向がみられることは否めない⁽⁸⁶⁾。ただし、トゥーズの著では、一見すると、労働者たちが国家等が提示する政策をただ受け入れ従う、あるいはそれに振り回される存在として、既存の研究に比して徹底して「客体」として描かれているようにも思われた。劣悪な環境であったアウトバーンの建設現場で騒動があったとの記述はあるし⁽⁸⁷⁾、当時のドイツにおける労働者たちの生活の状況あるいは彼らをとりまく環境が、少なくとも他の欧米諸国と比較すると必ずしもよいものであったとはいえないことも指摘されている⁽⁸⁸⁾。それにもかかわらず、多くの労働者たちは、大規模な再軍備および徴兵の導入を伴う経済政策、労働政策、そして開戦に至るまで、国家の提示する政策を甘受したのだろうか。そうだとしたら、その論理はいかなるものであったのか。今回の特集でトゥーズの研究を詳細に検討する機会を得て、ナチス期の理解のためのみならず、今後我々働く者が歩むべき道を考えるうえでも、労働側が「強」く、彼らを主たる支持基盤とする政党が主導した政策も数多く存在したワイマール期からのこうした「変化」の原因について、より深く掘り下げることに意味を見出せるとの考えに至ったということである。第一の課題が対象とする時期の後の時期について、労働者に大きな影響を及ぼす政策に対する彼らの考え方の変遷を探ることがまず取り組むべき作業と思われるが、そこで得られた成果に基づきナチス期の諸政策に対する労働者たちの主体的な動きを浮き彫りにすることを試みる。これが主たる課題となる。

ここに示した問い、論点は、何ら目新しくもなく、これまでもさまざまなかたちで検討されてきた、ありきたりの課題、対象かもしれない。ただし、トゥーズが本稿で取り上げた近年の大著において試みたように、今後の労働史研究においては（も）、まず常識や前提に疑問をもつことから始めてみる。そして、とりわけナチスをめぐる出来事、諸問題については、すでに明らかにされている（ような）ことを、新たな視点から検討すること、あるいは繰り返し検討し続けることが必要だと、あらためて考えるのである。

（ますだ・たちひこ 専修大学経済学部准教授）

(86) ナチス期の雇用に関する政策を主たる対象とした比較的新しい研究といえるバスティッシュの研究においても、当該期の労働者の状況、労働条件等についてはあまり触れられていない。Bastisch, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm* を参照。

(87) Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 97 [邦訳 110 頁]。レルマー、前掲書、85-112 頁等も参照。

(88) 例えば、Tooze, *The Wages of Destruction*, p. 143 [邦訳 163 頁]。